
小千谷市障がい者計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年3月
小千谷市

はじめに

本市の障がい者福祉については平成 24 年に「小千谷市障がい者計画」を策定し、地域に暮らすすべての人が生き生きと生活できる社会の実現をめざして取り組んでまいりました。

その間、国においては、平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年 4 月には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正、同年「障害者優先調達推進法」施行などの法整備を進めてきました。

また、これら国内法の整備を背景として、平成 26 年 1 月には国際条約である「障害者権利条約」が締結されました。さらに平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が全体施行されるなど、障がい者施策は、その概念や制度が大きく変化してきました。

このような状況を踏まえ、このたび前計画の見直しを行い、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とした「小千谷市障がい者計画」を策定しました。

本計画では、障がい者福祉に関するアンケート調査で得られた結果を踏まえ、基本理念「互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち」を実現するために 5 つの基本目標を掲げ、障がいのある人の総合的な施策の展開を推進することとしています。

なお、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査に協力いただきました市民の皆様、パブリックコメントに御意見をお寄せくださいました市民の皆様、また策定にあたり多大な御尽力をいただきました小千谷市地域自立支援協議会の委員各位に心から感謝申し上げますとともに、障がい福祉に対する市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

小千谷市長 大塚 昇 一

目次

第1章 計画の概要

| | |
|------------------|---|
| 第1節 計画の趣旨..... | 2 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 3 |
| 第3節 計画の期間..... | 3 |

第2章 小千谷市の障がい者福祉の状況

| | |
|-----------------------|----|
| 第1節 障がい者の状況..... | 6 |
| 1 障がい者の数..... | 6 |
| 2 障がい児の数..... | 9 |
| 第2節 障がい福祉サービスの状況..... | 10 |
| 1 サービスの利用状況..... | 10 |
| 2 医療給付状況..... | 12 |
| 3 手当の支給状況..... | 15 |
| 4 療育・養育支援の状況..... | 16 |
| 5 交通費助成の利用状況..... | 17 |

第3章 計画の基本目標

| | |
|------------------|----|
| 第1節 計画の基本理念..... | 20 |
| 第2節 基本目標..... | 21 |
| 第3節 施策の体系図..... | 23 |

第4章 施策の展開

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 安心して暮らせる地域生活への支援..... | 26 |
| 1-1 相談支援体制の充実..... | 26 |
| 1-2 自立支援のための障がい福祉サービスの推進..... | 28 |
| 1-3 生活安定のための施策の推進..... | 32 |
| 第2節 保健・医療・療育・保育・教育の連携..... | 33 |
| 2-1 障がいの早期発見・早期対応..... | 33 |
| 2-2 保健・医療活動の推進..... | 34 |
| 2-3 早期療育体制の充実..... | 37 |
| 2-4 障がいのある子どもの保育・教育の充実..... | 38 |
| 第3節 雇用促進と就労支援..... | 41 |
| 3-1 一般就労・福祉的就労への支援..... | 41 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第4節 障がいへの理解促進と社会的障壁のない社会づくり | 45 |
| 4-1 地域における障がい者理解の促進..... | 45 |
| 4-2 権利擁護の推進..... | 46 |
| 4-3 情報提供と意思疎通支援の充実 | 49 |
| 第5節 住みよい環境をつくる取組..... | 52 |
| 5-1 暮らしやすいまちづくりの推進 | 52 |
| 5-2 移動・交通対策の推進 | 53 |
| 5-3 ボランティア活動への支援..... | 55 |
| 5-4 利用しやすい生涯学習環境の整備..... | 56 |
| 5-5 防災対策の推進..... | 58 |

第5章 計画の推進に向けて

| | |
|---------------------------|----|
| 第1節 他計画との調和 | 62 |
| 第2節 施策相互の連携 | 62 |
| 第3節 計画の推進体制及び事業の見直し | 62 |

資料編

| | |
|---------------------------|----|
| 1 障がい者福祉に関するアンケート調査 | 64 |
| 2 小千谷市地域自立支援協議会 | 65 |
| 3 小千谷市障がい者計画庁内策定委員会 | 67 |
| 4 策定経過 | 68 |

「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字の持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞などを除き、「障がい」と平仮名で表記しています。